

令和4年度神奈川県立湘南台高等学校 不祥事ゼロプログラム

令和4年6月
県立湘南台高等学校長

県立湘南台高等学校は、事故・不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施主体・実施責任者・実施推進者

- (1) 県立湘南台高等学校全職員を本プログラムの実施主体とする。
- (2) 実施責任者は校長とし、副校長、教頭及び事務長がこれを補佐する。また、実施責任者は本プログラムを推進する実施推進者（以下、「推進委員」という。）を指名する。

2 目標及び行動計画

不祥事の根絶に向け、毎月の事故防止会議全体会及び計画的な校内研修を実施し、「職員啓発資料」や独自作成資料等を活用し、すべての職員が自らの問題として不祥事の根絶に積極的に取り組む意識の高揚に努める。

重点課題

(1) 公務外非行の防止（法令遵守意識の向上）

ア 目標

教育公務員としての自覚と意識を高め、信用失墜行為を未然に防止する。

イ 行動計画

- ① 令和4年7月中に、事故防止会議を開催し規範意識を高める。
- ② 不祥事防止職員啓発資料等を活用し、厳正な服務規律に係る意識啓発に努める。
- ③ 職員室に「神奈川県職員行動指針」を掲示するとともに職員の名札にも携帯し、倫理の保持と公正な職務遂行等について意識啓発する。

(2) 職場のハラスメント（パワハラ、セクハラ、マタハラ等）の防止

ア 目標

人権意識を高めるとともに、職場でハラスメント行為がないよう人間関係の悪化を未然に防止する。

イ 行動計画

- ① 冊子「ハラスメントのない職場づくりのために」や不祥事防止職員啓発資料等を活用してハラスメント防止の意識啓発を図る。
- ② 職員が上司や同僚に相談しやすい関係づくりを心がける。職員が1人で悩みを抱え込まないようにする。

(3) 生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の禁止

ア 目標

生徒との適切な距離感の認識を持ち、わいせつ・セクハラに対する監視体制を構築する。

イ 行動計画

- ① 生徒からのプライベートな相談に対する距離感（時、場所、方法、言葉使いに注意）を維持する意識を高め、当事者意識を高めるための職員相互で行動の見守り活動。
- ② 傾いた行動特性のある職員への声かけと教科準備室の適切な利用を徹底し、事案が起きない環境整備を推進する。
- ③ 外部講師による校内研修会及び不祥事防止職員啓発資料等を活用し、わいせつ・セクハラ行為を起こさない職場づくりを徹底する。

(4) 体罰、不適切指導

ア 目標

高い人権意識を持って、体罰や不適切指導を未然に防止する。

イ 行動計画

- ① 「体罰防止ガイドライン」を活用して、職員の体罰禁止に対する意識が途絶えないようにする。
- ② 10月に外部講師を招いての校内人権研修会を実施し、人権意識を高め体罰防止に資する。

(5) 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取り扱いに係る事故防止

ア 目標

職員相互の点検体制を工夫改善しながら、職員が分担された業務を着実に行い、組織的に適切な処理をする。

イ 行動計画

- ① ゆとりを持った業務計画と点検計画を立て、職員が業務に集中して取組むよう工夫改善を図る。
- ② 各種業務のマニュアルに則り、作業手順を遵守できるよう組織的に取り組む。併せて業務マニュアルの改善にも努め、職場研修の充実を図る。

(6) 個人情報等管理、情報セキュリティ対策

ア 目標

個人情報の適切な管理及び情報セキュリティ対策を日常的に行い、個人情報を守る。

イ 行動計画

- ① 個人情報の管理や情報セキュリティ対策に関する事例等の職員啓発資料等をもとに事故防止会議を実施する。
- ② 重要情報の暗号化ファイルサーバー利用と個人情報を外に持ち出さないため、チームズ及びOne Driveの運用や携帯電話、電子メール、USBメモリー等の適切な利用を徹底する。

(7) 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守

ア 目標

交通事故、酒酔い・運転、酒気帯び運転の発生を未然に防止する。

イ 行動計画

- ① 生徒に交通安全教育をする使命を意識し、自ら交通法規を遵守し、安全運転を心がけて、事故の発生を未然に防止する。
- ② 不祥事防止啓発資料を活用し、軽微な違反もしないという意識の保持に努める。

(8) 業務執行体制の確保等（情報共有、相互チェック業務協力体制）

ア 目標

業務執行は、各グループや学年、教科において情報を共有しながら相互に点検、整備をおこない、働き方改革と事故防止につなげる。

イ 行動計画

- ① 企画会議やグループ会議、学年会議等において業務の見直しを図り改善を進める。
- ② 業務が一人に偏ったり、遅滞したりしないように、協力体制をとりながら業務を遂行する。

(9) 財務事務等の適正執行

ア 目標

私費会計基準に沿って不適切会計処理を未然に防止する。

イ 行動計画

- ① 会計担当者を中心に、私費会計基準（改訂版）の周知を図り適切に会計処理をする。
- ② 相互チェック体制を強化し、根拠資料等の確認と物品チェックを適切に行うとともに、会計処理上疑問に思ったことはそのままにせず言葉にして相談する。

3 検証

(1) 中間検証

2に規定する行動計画について、令和4年10月初旬までに実施状況を確認し、達成度が低い場合には、対応策を検討し、達成度があがるように再度行動計画を設定し直す。

(2) 最終検証

2に規定する行動計画について、令和5年3月初旬に実施状況を確認するとともに、各目標達成についての自己評価を行う。その際、全職員から意見聴取するとともに、ヒヤリ・ハット事例や不祥事が発生した場合には必ず原因分析を行い、再発防止対策を検討する。

4 実施結果の公表

3（3）の検証を踏まえ「実施結果」を取りまとめのうえ、令和5年6月末までに学校ホームページに公表する。また、検証結果等についても学校ホームページに掲載する。

5 事務局

プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、推進委員がこれを行う。